

令和8年度重点評価

評価結果の整理

令和8年度 重点評価の実施概要

1. 実施目的・概要

札幌市の各部局が発注する **調査・分析・測定に係る委託業務** について、適正に発注等されているか評価するため、管理局による 2次評価として「**重点評価**」を令和8年度に実施。

2. 評価対象

【対象業務】

・令和7年度発注 / 令和8年度発注(予定含む)の調査・分析・測定委託業務

【補足・条件】

- ・**新規事業・施策の立案・検討** のために実施するもの(支出を伴うもの限定)
- ・複合契約であっても調査等が含まれれば対象
- ・**予算編成との連動性** 確認のため令和8年度分も含む

3. 主な評価の視点

01 手法の妥当性・効率性

効果的・効率的な調査手法となっているか

02 施策・事業への有効活用

調査結果が今後の施策や事業の検討に有効に活用されているか

4. 評価結果の取り扱い

重点評価の結果については、検証・分析を行った上で **令和9年度以降の予算編成に活用** する。

令和8年度重点評価 局別対象件数

令和7年度および令和8年度における局別の件数内訳(合計 156件)

局名	R7年度	R8年度	合計
まちづくり政策局	23	14	37
経済観光局	13	10	23
環境局	14	7	21
下水道河川局	9	11	20
保健福祉局	7	6	13
教育委員会	5	2	7
デジタル戦略推進局	5	0	5
市民文化局	4	1	5
財政局	2	2	4
総務局	3	1	4

局名	R7年度	R8年度	合計
消防局	2	1	3
都市局	3	0	3
水道局	1	1	2
病院局	1	1	2
子ども未来局	0	2	2
建設局	0	2	2
スポーツ局	1	0	1
危機管理局	1	0	1
交通局	0	1	1
合計	94	62	156

令和8年度重点評価 調査結果等の反映方法

各発注業務における調査結果の次年度予算編成・事業化への反映状況

対応内容の種類	令和7年度発注業務	令和8年度発注業務	合計
① 次年度予算編成に成果品受領が間に合うスケジュール	2	1	3
② 次年度予算編成に成果品受領が間に合わないが、翌々年度の事業化に反映	17	6	23
③ 次年度予算編成に成果品受領が間に合わないが次期中期実施計画の事業に反映	8	2	10
④ 次年度予算編成に成果品受領が間に合わないが、中間報告(仕様書に記載あり)で予算編成に反映	11	11	22
⑤ 次年度予算編成に成果品受領が間に合わないが、中間報告(仕様書に記載なし)で反映	3	11	14
⑥ 次年度予算編成に関係なし	38	20	58
⑦ その他(※1)	1	1	2
⑧ 対象外(※2)	14	10	24
合計	94	62	156

※1:「その他」は補正予算に反映、肉付け予算編成に活用。 ※2:「対象外」は新規事業などの企画立案とは関係のない調査等、法定の調査等

令和8年度重点評価 調査結果等の反映方法

「次年度予算編成に関係なし」の内訳

内訳項目	令和7年度発注分	令和8年度発注分	合計
計画・方針・プラン等の策定	13	8	21
有識者会議・審議会・検討会等の資料	6	4	10
実務・その他業務への反映	8	5	13
調査・施策検討・実証実験等	6	2	8
庁内調整・関係機関協議等	5	1	6
合計	38	20	58

令和8年度重点評価 評価結果

01 主体的な整理・管理の実施

調査内容や積算は、業者に丸投げとせず、必要な内容となるよう発注部局が主体的に整理を行っているか

⇒ 主体的に整理を行っている

02 選定・実施方法の適正性

業者の選定方法や調査の実施方法、実施頻度は適正か

⇒ 適正に実施されている

03 委託後の継続的な関与

委託した後は業者に丸投げとせず、随時、実施方法等について職員が関与しているか

⇒ 定期的に打ち合わせを実施している

05 施策・事業への具体化

調査結果が施策や事業内容に具体的に反映されているか

⇒ 反映されている、又は反映予定(※)

04 予算編成への反映スケジュール

成果物の受領が翌年度の予算編成に反映できるようなスケジュールとなっているか

⇒ 計画策定、審議会資料、運用面に活用など事業化に関係ないものが一定数存在

⇒ 予算編成に関係あるもので、予算編成に間に合わないものは中間報告で対応(※)

令和8年度重点評価 評価結果(改善・要対応事項)

01

ネット・生成 AI活用による「内製化」の検討

ネット調査や簡易アンケート集計、生成 AIで代替可能な業務を外部委託している事例あり。職員が自ら机上調査を行える環境が整いつつある中、真に外部委託が必要な領域の精査が必要。

【対応方針】

◆業務発注に当たっては、インターネットのディープサーチや生成 AI等の活用を含め、内製化が可能なプロセスがないか、委託範囲の徹底的な精査・スリム化の徹底。

02

打合せ頻度・中間報告の「仕様書」明記

進捗管理や予算編成への反映を目的に、実際には定期打合せや中間報告を実施しているにもかかわらず、仕様書にこれらが明記されていない事例あり。明記がない場合、履行に関する法的拘束力が生じない。

【対応方針】

◆適切な進捗管理を確実に実行するため、打合せ実施頻度や中間報告の時期を仕様書に明記 する必要。

◆発注段階において、成果品の性質に応じた適正な受領時期等の整理の徹底が必要。